

政策金融改革などが盛り込まれた「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案」（行政改革推進法案）が3月10日閣議決定され、国会に提出された。

八つの政府系金融機関のうち日本政策投資銀行と商工組合中央金庫は完全民営化。国民生活金融公庫など5機関は統合される。公営企業金融公庫については平成20年度に廃止され、地方公共団体のための資金調達を公庫により行う仕組みは、資本市場からの資金調達や他の金融取引を活用して行う仕組みに移行することになる。

今回の改革は、政策金融の融資規模と範囲を大幅に縮小し、民間主導の金融秩序を打ち立てるのが狙いという。しかし小泉内閣が進めている改革は全てに危うさと対米追隨の胡散臭さがつきまとう。郵政民営化が米国政府の強い要求の結果であり、

真の狙いが郵便貯金と簡易保険の莫大な資金を、米国を中心とした外国ファンドの手に委ねることにあつたのは確かだ。

政策金融改革もそうだ。「官による民業の圧迫排除」の合い言葉の下に、政府系金融機関の「資金狙い」が見え隠れする。

谷垣財務大臣は昨年11月の経済財

国の「資金狙い」を許すな

政諮問会議の席上、「公営企業金融公庫の余剰金は組織の廃止に伴い基本的に国庫に帰属する」との考えを示した。貸付金が

25兆円に及ぶ公営企業金融公庫には、地方公共団体の負担で積み立てられた債権借換損失引当金2兆2千億円と、公営企業健全化基金8700億円がある。

債権借換損失引当金は、

最長28年の固定金利による貸し付けと資金調達の償還期間の差から生じる金利変動のリスク対策に活用するもので、実態は公庫が地方自治体への融資事業の中で積み立てた資金だ。

昭和45年度に創設された公営企業健全化基金には、地方公共団体が行う公営競技の収益の一部が納付されている。いずれも国から支出されたものではない。これらの資金は、財

務大臣が言うように「余剰金」などではなく、「地方による地方のための資金」なのだ。

水道や下水道などのライフライン整備は多額の資金を要するため、公庫が行ってきた「長期かつ低利で安定的な資金供給」は、健全な事業経営を行ううえで不可欠な機能といえる。

公共料金の抑制にも大きく寄与してきた。公庫が地方に移管されても現在の機能は維持されなければならぬ。そのためには後続の組織が、必要な財政基盤を確保することが不可欠だ。

地方公共団体の負担のもとに積み立てられてきた引当金や基金などの資金については、全額が後続の組織に引き継がれるべきだ。これらは決して「余剰金」などではなく、水道料金や下水道料金など公共料金を低く抑える形で国民に還元されるべき資金といえる。万が一、これらの資金が国庫に組み入れられた場合、貸付利率の上昇や公営企業借換債制度への影響が懸念される。

公庫は現在、上下水道、交通、電気、ガス事業など住民の日常生活に密接に関連する公営企業分野の事業を対象に特別利率での貸付を行っている。資金が国庫に吸収されてしまえば、こうした制度も廃止されるおそれがある。

国庫に帰属するという「余剰金」で国は何をしようとしているのか。米国債を買うなどという愚挙は許されるものではない。地方はもっと大きな声をあげるべきだ。

公庫の機能維持を